

横浜市港湾施設条例施行規則（平成31年横浜市規則第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（遵守事項）                      第24条 港湾施設を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。                      （第1号から第7号まで省略）                      （新設）</p> <p><u>(8)</u> （本文省略）</p>	<p>（遵守事項）                      第24条 港湾施設を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。                      （第1号から第7号まで省略）  <u>(8) 市長が告示する港湾施設（特に認めた場所を除く。）において喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をする行為</u></p> <p><u>(9)</u> （本文省略）</p>